Ｂｕｙはちのへマスコットキャラクター“うみねこ　はっぴー”の使用・貸出に関する要項

１　目的

“Ｂｕｙはちのへ運動”を更に多くの消費者や事業所に周知するために、当該事業のマスコットキャラクター「うみねこ はっぴー」の「イラスト」や「着ぐるみ」を使用・貸出するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

２　管理者

八戸商工会議所

３　使用・貸出対象者

（１）Ｂｕｙはちのへサポーター

（２）その他、八戸商工会議所が、当該事業の普及・拡大に効果的と判断した機関・団体等。

４　使用・貸出物

（１）“うみねこ はっぴー”キャラクターイラスト（２）“うみねこ はっぴー”着ぐるみ

５　使用・貸出方法

（１）使用・貸出を希望する者は、「使用・貸出申請書」に必要事項を記入の上、八戸商工会議所に提出するものとする。

（２）八戸商工会議所は、前項による申請が、Ｂｕｙはちのへ運動の普及・拡大に資すると判断した場合にのみ、配付・貸出するものとする。

（３）「着ぐるみ」の借受者は、原則として、八戸商工会議所から着ぐるみを直接受け取り、使用後は原状回復の上、直接返却するものとする。「イラスト」の使用者は、原則として電子データで引き渡すものとする。

【“うみねこ はっぴー”イラストを使用する際の制限】

次に該当する場合は、使用の承諾をしない場合がある。

・個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
・公序良俗に反し、又はその恐れのある場合
・社会問題についての特定の主義又は主張に該当する場合
・虚偽の内容若しくは、事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがある場合
・八戸商工会議所及びＢｕｙはちのへ運動のイメージを損なうおそれのある場合
・その他八戸商工会議所がマスコットキャラクターの使用について不適当と認める場合

６　使用・貸出料金

無料。但し、着ぐるみの運搬や、イラストデータを保存するための記憶装置（ＣＤＲやＵＳＢメモリなど）等の経費については、使用・貸出を希望する者が負担するものとする。

７　使用方法

（１）使用者は、申請書に記載した目的並びに、Ｂｕｙはちのへ運動の趣旨に即して使用するものとし、第三者への配付・転貸はしないものとする。

（２）着ぐるみの使用並びに使用後の手入れについては、取扱説明書の注意事項並びに八戸商工会議所の指示に則して、使用するものとする。

（３）“着ぐるみ”の使用者が、着ぐるみを破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

８　その他

（１）使用者は、「イラスト」や「着ぐるみ」を使用した際の記録（イラストを使用した場合は、使用した現物、着ぐるみを使用した場合は、着ぐるみが写ったイベントの記録写真など　※データでも可）を、八戸商工会議所に提出するものとする。

（２）次に該当する場合は、使用の承諾を取り消すほか、必要な措置を命ずることがある。

①使用者が要項に定める事項に違反した場合

②使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合

③申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合

④その他当所が適当でないと認めた場合

（３）マスコットキャラクターに関する一切の権限は、八戸商工会議所に属する。

（４）マスコットキャラクターのイラストは、定められた形状、色彩等に従って正しく使用するものとし、八戸商工会議所が必要と認める場合以外は、イラストの一部のみを使用したり、変形して使用することはできない。

（５）使用・貸出申請が取り消されたり、使用停止を求められた場合に、使用者に損害が生じた場合でも、八戸商工会議所はその責めを負わない。

（６）使用者が、第三者に対して損害を与えた場合でも、八戸商工会議所は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（７）イラストを使用した商品等について、消費者からの問い合わせがあった場合、使用者は、必要に応じて八戸商工会議所が行う状況確認に協力するものとする。

（８）商品や企画名称等の製造・発行・主催者が、八戸商工会議所と誤認されないようにすること。また、マスコットキャラクターは、商品の品質などを保証することを目的としたものではないため、使用する商品の品質等についても、八戸商工会議所の関与と誤認されるような表記をしないこと。